都市計画法第３２条の規定による公共施設の管理に関する協議について

１．協議基準

　　都市計画法及び羽生市開発指導要綱の規定により協議をすること。

２．協議時期

　　開発許可申請を提出する前に協議をし、事前協議を終了していること。

３．提出

　　事前協議終了後、開発許可申請を提出する前にまちづくり政策課開発指導係へ提出する

こと。

４．作成方法

　　事前協議を行った結果により、関係各課の意見及び指示事項を網羅した内容で作成する

こと。

５．様式

 別添の協議書記載例を参考に作成すること。

６．添付書類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  １ | 開発区域位置図 | １１ | 計画縦横断図 |
|  ２ | 公図写 | １２ | 擁壁構造図 |
|  ３ |  | １３ | 公共施設新旧対照図 |
|  ４ | 現況図 | １４ | 計算書（雨量、擁壁構造） |
|  ５ | 求積図 | １５ | 排水及び道路の承認及び許認可の写し |
|  ６ | 土地利用計画図（造成計画含む） | １６ | ゴミ集積所詳細図 |
|  ７ | 造成計画縦断面図 | １７ | 建築物の平面図、立面図 |
|  ８ | 排水計画平面図 | １８ | その他必要な図面 |
|  ９ | 給水計画平面図 |  |  |
| １０ | 道路横断図 |  |  |

公共施設等の管理に関する協議書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　住　所　　羽生市東６丁目１５番地

　　　　　　　　　　　　　　　　管　理　者 　 羽　　生　　市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏　名 羽生市長

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　申　請　者

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　申請者　　　　　　　　　　と管理者 羽生市　羽生市長 　　　　　　は、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）にもとづく開発行為の工事により設置される公共施設等の管理に関し、同法第３２条の規定により、下記のとおり協議した。その結果、協議が成立したので両者記名押印のうえ２部作成し、１部ずつ所持するものとする。

記

１．新たに設置される公共施設等について

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　　　別 | 番　号 | 概　　要 |  管理者 |  帰　属 |  摘　要 |
| 幅員寸法 | 延　長 | 面　積 |
|  | １ |  |  |  |  |  |  |
|  | ２ |  |  |  |  |  |  |
|  | ３ |  |  |  |  |  |  |
|  | ４ |  |  |  |  |  |  |
|  | ５ |  |  |  |  |  |  |

２．既存の公共施設等について

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　　　別 | 番　号 | 概　　要 |  管理者 |  帰　属 |  摘　要 |
| 幅員寸法 | 延　長 | 面　積 |
|  |  |   |   |   |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

**３．設計施工方法について**

　(1) 道路構造及び付属公共施設等については、羽生市道路構造の技術的基準に関する条例による設計とし、建設課と協議のとおり施工する。

　(2) 公共施設等の工事に関し、必要に応じ管理者は、その工事がこの協議書で定めるとおり行われているか否かについては、確認することができるものとする。

 (3) 上水道及び消火栓については、別途水道課と協定書を締結し協議のとおり施工する。

(4) 防火水槽については、別途消防本部と協議のとおり施工する。

　(5) 下水道については、別途下水道課と協議の通り施工する。

　(6) その他の公共施設等については、別途協議主管課と協議のとおり施工する。

　(7) 工事を廃止した場合は、公共施設等の復元は、申請者が責任をもって行うものとする。

**４．帰属について**

　(1) 申請者が管理者に対してなす公共施設等の引渡しは、羽生市が行う工事完了検査に合格した後に行うものとする。

 (2) 所有権移転の登記は、嘱託登記とし、嘱託書の調整は管理者が行い、その他の事務は、速やかに申請者が行うものとする。

 (3) 消火栓若しくは防火水槽の引渡し等については、水道課若しくは消防本部の立ち会いのもとに放水試験等を行い、その後に行うものとする。

**５．管理について**

 (1) 公共施設等に故障があった場合の補修については、公共施設等引渡し後２年間は、申請者が行うものとする。

 (2) ゴミ集積所の維持管理については、申請者が責任を持って行うものとする。

**６．その他**

 (1) 工事施工中に埋蔵文化財等を発見した場合は、直ちに工事を停止し、埋蔵文化財等の保全に努めるとともに、教育委員会生涯学習課に連絡をし、その指示に従うものとする。

 (2) 工事施工中は、既存の公共施設等の保全に努めるとともに、毀損した場合は、申請者が責任をもって復元するものとする。

（3）前項までに規定する帰属及び管理についての協議項目は、この協議書で新たに設置される公共施設等のみに適用されるものとする。

**《記載例》**

　これは、協議書の記載内容例であり、関係各課と協議した内容により適宜変更して記載して下さい。また、１及び２の記載例は下記に示しましたので参考にして下さい。

１．新たに設置される公共施設について

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　　　別 | 番　号 | 概　　要 |  管理者 |  帰　属 |  摘　要 |
| 幅員寸法 | 延　長 | 面　積 |
|  道　　路 |  １ |  ｍ ４．０ |  ｍ２０．０ |  ㎡８０．０ |  羽生市 |  羽生市 |  |
| ゴミ集積所 |  ２ | ２ｍ×３ｍ |  |  ６．０ |  申請者 |  羽生市 |  |
| 消　火　栓 |  ３ | 地下式単口式　φ75 |  １　基 |  羽生市 |  羽生市 |  |
| 水　道　管 |  ４ |  φ７５ | ２０．０ |  |  羽生市 |  羽生市 |  |
| 下水道菅 |  ５ |  φ２００ | ２０．０ |  |  羽生市 |  羽生市 |  |

２．既存の公共施設について

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　　　別 | 番　号 | 概　　要 |  管理者 |  帰　属 |  摘　要 |
| 幅員寸法 | 延　長 | 面　積 |
|  道　　路 |  １ |  ｍ １．８ |  ｍ１０．０ |  ㎡１８．０ |  羽生市 |  羽生市 |  廃　止 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |